

3. 道路特定事業計画とは

基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

道路特定事業を実施する「道路の区間」
区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

重点整備地区とは：利用者が相当数である鉄道駅などの旅客施設を中心としたおおむね500mの範囲（徒歩圏）に公共施設、福祉施設などの主要な施設が立地している地区で、重点的・一体的にバリアフリー化を実施していく区域

4. 整備方針

目標年次

特定経路、特定経路と整合性を図り実施する経路については、平成22年までに整備を実施していきます。その他の経路については、補修等の機会を捉えバリアフリー化に向け取り組んでいきます。

整備レベルの設定

平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を実現するため、部分的な歩道の改善によっておおむねバリアフリー化が図れる場所については、補修による整備を実施します。

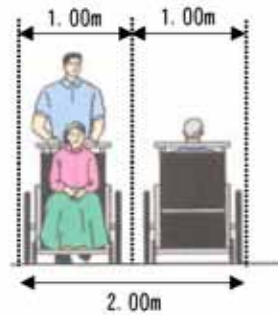
また、他事業との連携や歩行者の連続性などを考慮し整備レベルを決定しています。

整備基準

道路の移動円滑化整備ガイドラインを基本とし整備を実施します。主な整備基準は以下のとおりです。

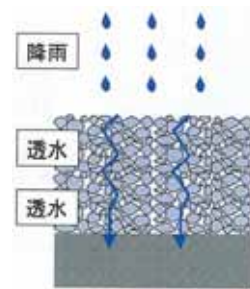
(歩道幅員)

- 歩道の有効幅員を2 m以上とする



(舗装)

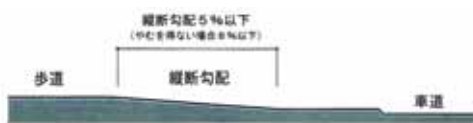
- 舗装材は平坦で、すべりにくく、水はけの良いものとする



<透水性舗装>

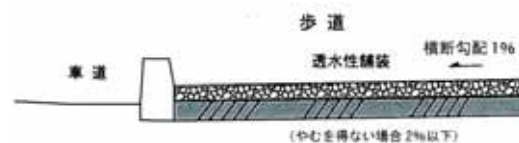
(縦断勾配)

- 歩道の縦断勾配を5%以下とする



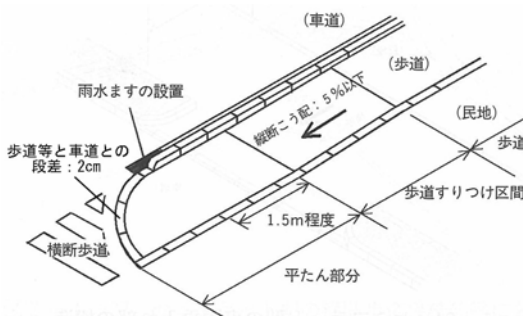
(横断勾配)

- 歩道の横断勾配を1%以下とする



(横断歩道への接続箇所)

- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける
- 横断歩道に接続する歩道の段差は2 cmとする



(視覚障害者誘導用ブロック)

- 視覚障害者誘導用ブロックは、黄色を原則とする

